性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和５年３月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和２年６月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

➡ 令和２年度～４年度を**「集中強化期間」**として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- ○ **性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討**
- ○ **再犯防止プログラムの拡充**
- ○ **被害申告・相談をしやすい環境の整備**（警察、ワンストップ支援センター）
- ○ **「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発**　等を着実に実施

一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の**「更なる集中強化期間」**（令和５年度～７年度※の３年間）

※ 第５次男女共同参画基本計画の目標年度

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

【１ 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- ○**刑事法改正に係る対応**（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- ○**刑事手続の運用に関する検討**
- ○**刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護**

【２ 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- ○**再犯防止対策の更なる強化等**
- ○**地方公共団体による再犯防止施策の支援**
- ○**わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止**
  （教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【３ 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- ○**被害届の即時受理の徹底**
- ○**証拠採取・保管体制の整備**
- ○**捜査段階における二次的被害の防止**
- ○**警察における相談窓口の周知や支援の充実**
- ○**ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化**
- ○**学校等で相談を受ける体制の強化**

【４ 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ○**ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実**
  （地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- ○**医療的支援の更なる充実と専門人材の育成**
- ○**中長期的な支援体制の充実**（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- ○**多様な被害者支援の充実**（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【５ 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- ○**発達段階に応じた教育・啓発活動**（生命（いのち）の安全教育の推進）
- ○**社会全体への啓発**（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【６ 新たな課題等への対応】

- ○**AV出演被害の防止及び被害の救済**
  （AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- ○**インターネット上の性暴力等への対応**
  （違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- ○**痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行**
- ○**被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止**

本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。